

相談・申請 本人、家族の方などから役場健康福祉課へ申請していただきます。

認定調査 調査員が家庭などを訪問し、介護が必要な状態かどうかの聞き取り調査を行います。

一次判定
訪問調査の結果に基づき、
コンピューター判定を行います。

主治医意見書
かかりつけ医に申請者の疾患の状態、
特別な医療、認知症や障害の状況に
ついて意見を求めます。(町で依頼)

介護認定審査会による審査

訪問調査の結果および医師の意見書をもとに介護認定審査会で、介護が必要か審査・判定を行います。

該当

非該当

自立

介護保険サービスではなく、一般高齢者の介護予防事業が受けられます。地域包括支援センターにお問合せください。

認定

介護の度合いに応じて、要支援1・2又は要介護1～5の区分に分けられ、その結果が通知されます。

要介護

要支援

介護サービス計画（ケアプラン）の作成
自宅でサービスの利用を希望する場合は、
居宅介護支援事業所にケアプランの作成
を依頼します。

介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成
自宅でサービスの利用を希望する場合は、
地域包括支援センター（介護予防支援事業
所）にケアプランの作成を依頼します。

介護サービスが利用できます。

介護予防サービスが利用できます。